

大分中央警察署協議会

第3回会議の開催状況

第1 開催月日

令和6年12月6日（金）

第2 出席者

協議会 委員 10名

警察署 署長、副署長、総務官、刑事官、地域交通官、総務課長、会計課長、
留置管理課長、生活安全課長、地域課長、刑事第一課長、刑事第二課長、
交通第一課長、交通第二課長、警備課長 15名

第3 議事の概要

1 業務説明

警察署から「警察安全相談の対応状況」について説明がなされた。

2 諮問事項に対する意見等の聴取

本年度の諮問事項である「交通事故防止対策（歩行者・自転車対策）」に関し「横断歩道におけるマナーアップ」について意見等の聴取が行われた。

3 諮問事項に関する意見等の反映状況の説明

前回の協議会において意見等の聴取が行われた「自転車利用者のマナーアップ」に関し、警察署からその意見等に対する反映状況等について説明がなされた。

4 業務説明に対する意見等

- (1) 委員から「相談者からの理不尽な要求や理解困難な申出への対応に長時間を要する、いわゆるカスタマーハラスメント対応が問題点とのことであるが、大分中央警察署では、今年の2月から音声ガイダンスと録音通話装置が導入されている。導入によりカスタマーハラスメントに該当するような相談は減っているのか。また、警察相談専用電話『#9110』も音声ガイダンスが導入されているのか」旨の質問がなされ、警察署から「統計を取っていないので導入前後の変動はわからないが、導入により無言電話のほか、対応困難な申出の減少が見込まれ、職員の負担軽減が期待できる。また、『#9110』は警察本部広報課に設置されている相談専用ダイヤルであり、平日の勤務時間中は、警察安全相談員が専従で対応しており音声ガイダンスは導入されていない」旨の説明がなされた。

- (2) 委員から「相談件数は年々減少傾向にあるが、一方で、警察業務以外の相談やカスタマーハラスメントに該当するような相談も増えていると思われる。担当者の負担も大きいと思われるが体制は整っているのか」旨の質問がなされ、警察署から「警察安全相談業務は、主として警察安全相談係員や刑事当番員、交番員などが対応するが、その者が対応できない場合は他の署員が対応できる体制を整えている」旨の説明がなされた。

5 諮問事項「横断歩道におけるマナーアップ」に対する意見等

- (1) 委員から「横断歩道で歩行者がいても停まらない車が多いと感じる。運転手の更なる意識改革が必要である。警察官の姿を見ると運転者の意識も変わるので、引き続き、交通指導をお願いする」旨の意見がなされ、警察署から「現在、県警では薄暮時間帯の交通事故抑止対策として、夕方の時間帯を中心に交通事故多発交差点等において、制服警察官による交通監視、指導取締り等の活動を集中的に行っている」旨の説明がなされた。
- (2) 委員から「横断歩道で歩行者がいることに気付きにくい場合があり、歩行者は自分の存在を気付かせることが重要で、横断の意思表示をすることも必要である」旨の意見がなされ、警察署から「横断歩道は、歩行者優先ではあるが、歩行者にも自らの安全を守るための行動として、『手を上げる』、『運転者に顔を向ける』など、運転者に横断の意思を明確に伝えることを促している」旨の説明がなされた。

6 諮問事項（自転車利用者のマナーアップ）に関する意見等の反映状況の説明に対する意見等

- (1) 委員から「スクアードストレイト方式による交通安全教育は、どれくらいの高校で実施しているのか」旨の質問がなされ、警察署から「本年度、当署管内では既に4校で実施し、1校が実施予定である。参加した学生の反応は非常に良く、迫力ある交通事故の再現を食い入るように見ており、自分にも起こりうることとして、危険を理解できているものと感じている。毎年5校程度を順番に実施しているが全ての高校で実施できるよう働き掛けを行っていく」旨の説明がなされた。
- (2) 委員から「高校生の自転車通学の様子を見て危ないと思うことがあるが、高校でスクアードストレイト方式による交通安全教育を行うことは、効果も期待でき良い取組であると思う。交通事故の再現を見ることは学生の印象に強く残り、ルールを守らないと大きな事故に繋がることを実感できると思う。実施できていない高校には、映像を配布するなどして学生の意識が高まれば良いと感じた」旨の発言があった。